

理事会議事録

1 日 時 平成18年6月23日 11時00分
1 場 所 東京都新宿区下落合1-5-22 アリミノビル2F
1 出席者 理事総数 4名 出席理事 3名

上記のとおり出席があり、理事会は有効に成立したので、理事長小森伸昭が定刻議長席に着き審議に入った。

<決議事項>

決算報告の件

前回理事会での質問事項に対する回答を確認後、承認を行った。

<報告事項>

今後の運営の件

理事長より、アニコムクラブの共済事業は、共済の保有契約を引き継ぐに値する保険会社もしくは少額短期保険会社が設立された暁には、収支均衡での解散を予定していること、責任を持って対処することとしたい旨の申し出があり、これを承認した。

以上をもって議事の全部を終了したので、議長は午後12時00分閉会を宣した。
上記決議の結果を明らかにするため、本議事録を作成し、出席理事は、次に記名押印する。

平成18年6月23日

アニコム 理事会

議 長	理 事	長	小	森	伸	昭
	理	事	百	瀬	由	美
	同		中	村	典	子

アニコムクラブ理事会議事録

2006年6月23日

1. 2005年度決算に対するの質問への回答

Q(1)前期にも破産更正債権・貸倒引当金が積まれているが、当期も計上されているのは何故か

A(1)前期同様、当該融資先が現在も清算手続き中のためであります。

Q(2)前期に比較して、売上総利益の赤字幅が拡大しているが何故か

A(2)「費用収益対応の原則」に則り、会計基準を変更し、①前受収益繰入額、②未払給付金繰入額、③未払代理所手数料繰入額を立てました。

①前受収益繰入額とは、当年度に受取った共済掛金の内、次年度以降に効力を発する契約相当分について、次年度以降に発生するであろう給付金の支払や中途解約の返戻金支払の義務に備えるために引当てた金額であります。

②未払給付金繰入額とは、3月31日に支払いが確定している給付金額で、支払が完了していない額です。

③未払代理所手数料とは、3月31日に支払いが確定している代理所手数料金額で、支払が完了していない額です。

Q(3)入会金収入が前年比大幅に減少している。共済掛金との入繰ではないのか

A(3)掛け金収入の中に入会金が入っている場合には、明確に掛け金と入会金にわけて会計処理を現在しておりません。したがって、入会金として受け入れたもののみを入会金収入として計上しております。なぜなら、入会金、掛け金ともにすべての事業の費用に充当しているからです。

Q(4)その他共済収入、その他共済支出の前年度との乖離幅が大きい。大きなものは注記しておく必要があるのではないかと。

A(4)その他共済収入、支出のうち主なものは次のとおりであります。

・収入

物販	9,937 千円
しつけ相談業務受託	1,470 千円

・支出

加入審査料	14,214 千円
母子手帳検診料	2,409 千円

Q(5)未払い消費税は何故今期発生したのか

A(5)業務委託先のアニコムインターナショナル株式会社が今期より課税事業者になったため、共済側としてもそれに準じて会計処理を変更したためです。

Q(6)口座振替等で引落とし不能の会員の共済掛け金の処理はP/L上どのように表されるのか

A(6)計上しておりません。実収ベースのみを共済金収入としております。

2. 今後の運営について

理事長より、アニコムクラブの共済事業は共済の保有契約を引き継ぐに値する保険会社もしくは少額短期保険会社が設立された暁には、収支均衡での解散を予定していること、責任を持って対処することとしたい旨の申し出があり理事会はこれを承認した。

以上